

議案第21号

大網白里市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

大網白里市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改
正する条例を次のように制定する。

令和7年2月20日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部
を改正する条例

大網白里市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27
年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中
「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第1
4項」を「第2条第15項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。